

免荷歩行訓練用ロボット型装置保守一式仕様書

令和4年1月21日
国立障害者リハビリテーションセンター

1 目的

本仕様に掲げる保守対象装置について、常に正常かつ円滑に稼動するよう維持するために必要な保守サービスの提供を行うことを目的とする。

2 保守対象装置

免荷歩行訓練用ロボット型装置 Lokomat Pro 一式

詳細は別紙 1「保守対象装置一覧」を参照のこと。

3 保守対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

受注者は、保守対象装置（以下「本装置」という。）に関して、次に掲げる保守業務を行うこと。

(1) 定期点検

ア 年 1 回の定期点検を実施すること。

(2) 技術改良作業

必要に応じて、装置の陳腐化を防止するための装置のアップグレード作業、ソフトウェアのバージョンアップ及びアップデート作業（製造元からの指示によるハードウェア交換を含む。）等の技術改良作業を実施すること。

なお、技術改良作業は、原則として、定期点検時に行うものとして差し支えないが、緊急を要する場合は、センターと別途協議の上、対応すること。

(3) 修理・部品交換等作業

ア 本装置に障害又は故障等が発生した場合は、センターの依頼を受けて、必要な電話サポート及び修理・部品交換等のオンサイト対応を行うこと。

イ 修理等により不要となった部品は、受注者の責任において回収すること。

(4) アプリケーションに関するヘルプデスク業務

センターから個別の検査実施に際して、本装置の操作等について問い合わせがあった場合は、操作方法等の説明、機能の有用な活用方法に関する助言等、適宜、必要な支援を行うこと。

(5) 履歴管理等

本装置の構成、故障履歴等について記録・管理し、センターから情報提供の依頼があった場合にすみやかに提供できる体制を整えておくこと。

5 履行体制

(1) 履行条件

本装置について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法

律(昭和35年法律第145号)第40条の2条2項の規定に基づく医療機器の修理業の許可を受けている等、適法に修理業を行うことができる者であること。

(2) 業務従事者

本業務を実施するにあたり十分な専門知識を有する者であること。

(3) 対応時間

以下の時間において、保守業務の対応が可能であること。

ア 定期点検及び技術改良作業の対応時間

月曜日から金曜日までの9時30分から17時30分まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項第2号及び第3号に規定する行政機関の休日並びに契約期間中の2日の範囲で、センターと協議の上、受注者が別途指定した日を除く。)

イ 修理依頼・問い合わせ等に対する受付時間

月曜日から金曜日までの9時30分から17時30分まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項第2号及び第3号に規定する行政機関の休日を除く。)

6 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

契約担当 管理部会計課 電話番号 04 - 2995 - 3100

事業担当 管理部医事管理課
病院リハビリテーション部再生リハビリテーション室
電話番号 04 - 2995 - 3100

7 検査

仕様書に則って、契約で求められる業務が期限内に履行されたか否か検査すること。

8 業務の引継

ア センターが令和5年度における本業務の受託予定者(以下、「後任業者」という。)を決定し、令和4年度における本業務の受託者(以下、「受託者」という。)に通知したときは、受託者は速やかに業務引継書を2通作成し、センターに提出のうえ、令和5年度における本業務に支障をきたさないよう協力するものとする。

イ 受託者は、センターから業務引継書が交付された場合は、本業務について支障をきたすことなく行うことができるよう努めるものとする。

ウ 上記ア、イにおける引継は、信義に従い誠実に行わなければならない。

エ センターは業務引継書について、不備があると認める場合は、受託者に対して、業務引継書の改善等の必要な措置を求めることとする。

オ 受託者が引き続き後任業者となった場合においても業務引継書を作成し、センターに提出するものとする。

9 その他

(1) その他

ア 保守業務を実施するにあたっては、対応内容・対応日時等についてセンターと十分に調整し、業務に支障がないようにすること。また、作業内容・結果については必要かつ十分な説明を行うこと。

イ 本件受託者は、本件受託業務の全部又は本件受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者(請負業者の子会社(会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。

ウ この仕様書に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、必要に応じてセンター及び受注者の間で協議のうえ解決するものとする。

エ 保守を行う際は、インフルエンザ、新型コロナウイルスなどの感染症予防対策(マスクの着用、手洗い、出勤前の体温計測など)を徹底すること。感染が疑われる症状があった場合、該当の業務従事者を休ませる、体調が悪くなった業務従事者を必要に応じて、帰宅させるなどの対応をとること。業務を行う際は、新型コロナウイルス感染症対策医療機関向けガイドラインを参考とすること。また、病院に入館する際は検温等に協力すること。

保守対象装置一覧

1 免荷歩行訓練用ロボット型装置 Lokomat Pro

- (1) 免荷歩行訓練用ロボット型装置 Lokomat Pro
- (2) 骨盤サポートシステム Free-D
- (3) 小児用装具 Pediatric Orthoses
- (4) トレッドミルシステム
- (5) 免荷システム
- (6) コンピュータシステム
- (7) ソフトウェア

保守点検項目一覧

1 免荷歩行訓練用ロボット型装置 Lokomat Pro

点検項目	点検時期	
	6か月毎	12か月毎
(1) システム 部品取り付けの点検 ケーブルと配線の点検 ハードウェアの点検 アクセサリーの点検 ラベルの点検 システムレポートの確認 システムステータスとログブロックの確認 モータ出力機能の確認 センサ入力機能の確認 患者モニタの確認 緊急停止回路の確認		
(2) トレッドミル・免荷システム ベルトドライブへの注油 牽引機構への注油 トレッドミルベルトの消耗の確認 免荷機構プルワイヤー消耗の確認 トレッドミルの動力の確認 免荷装置の機構消耗の確認 免荷量設定メモリの精度確認 リリーススイッチの確認		
(3) コンピュータシステム 吸気口の清掃 エアフィルタの交換		
(4) 接触抵抗値の測定・確認 Lokomat制御機構 Lokomatモータドライバ Lokomat動力機構 トレッドミル機構 免荷機構		

完了テストを実施すること。